

条件付一般競争入札の実施について

粕屋町が発注する下記工事について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定により公告します。

令和 8 年 4 月 27 日

福岡県糟屋郡粕屋町長  
箱 田 彰

1. 入札対象工事

- (1) 工事名  
仲原保育所移転改修工事
- (2) 工事場所  
福岡県糟屋郡粕屋町甲仲原二丁目 4 番 28 号
- (3) 工期  
令和 8 年 6 月議会定例会議決の翌日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで
- (4) その他  
機器の仕様は、工事内訳書に示す製品と同等品以上とする。

2. 入札スケジュール

番号	内 容	日 程
1	公募開始（公告）・仕様書公開	令和 8 年 4 月 27 日（月）から
2	入札参加申込期間	令和 8 年 4 月 27 日（月）から 令和 8 年 5 月 7 日（木）17 時まで
3	入札参加資格確認結果通知（電子メール）	令和 8 年 5 月 8 日（金）
4	仕様書等に関する質問期限	令和 8 年 5 月 7 日（木）12 時まで
5	仕様書等に関する質問に対する回答	令和 8 年 5 月 11 日（月）
6	入札書の提出期限	令和 8 年 5 月 18 日（月）17 時まで
7	開札	令和 8 年 5 月 19 日（火）9 時から
8	仮契約日	令和 8 年 5 月 21 日（木）
9	本契約締結日	令和 8 年 6 月議会定例会議決後

### 3. 入札参加資格

入札公告日から落札決定日まで、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 令和 8・9 年度粕屋町競争入札参加資格者名簿において、本店（社）又は委任先住所が糟屋郡内、古賀市内、福岡市内いずれかの住所で搭載されていること。
- (3) 粕屋町指名停止等措置要綱（平成 13 年粕屋町要綱第 5 号）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行われた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加者資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
- (5) 直近 1 年間の法人税、法人都道府県民税、法人住民税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次に掲げる条件を全て満たしていること。
  - ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の建設業の許可のうち、建築一式工事に対応する一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
  - イ 令和 8・9 年度粕屋町競争入札参加申請時に提出した経営事項審査総合評定通知書のうち、建築一式工事の登録があり、建築一式工事の評定値が 840 点以上であること。
- (7) 法第 26 条の規定に基づき、次の要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置できること。なお、現場代理人と監理技術者又は主任技術者は兼務できるものとする。また、配置技術者は 3 人まで申請することができるものとし、原則として契約時に変更することはできない。
  - ア 本工事の監理技術者となり得る国家資格等を有する者
  - イ 当該工事の競争入札参加申請日以前に 3 か月以上の雇用関係を有する者
- (8) 過去 10 年以内に国又は地方公共団体等と、国土交通省告示（令和 6 年 1 月 9 日）第 8 号別添二に定める建築物の種類のうち、類型「第十一号 福祉・厚生施設（保育園）」の施設で、建築物の規模を同じくする建物の工事の契約を締結し、完成させた実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 30% 以上の場合に限る。）

#### 4. 入札参加資格確認申請書等

(1) 本工事の入札に参加を希望する者は、次に掲げる申請書等を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請書等は全て A4 サイズとすること。

ア 条件付一般競争入札参加申込書（様式 1） 1 部

イ 配置予定技術者調書（様式 1-1） 1 部

- ・ 予定技術者ごとに作成すること。
- ・ 様式に記載する各種書類等の写しを添付すること。

ウ 施工実績調書（様式 1-2） 1 部

- ・ 「3. 入札参加資格」の(8)に定める実績を 1 件記載すること。
- ・ 様式に記載する実績を証する書類（例：契約書の写し、履行証明書、コリンズの登録内容確認書等）を添付すること。

エ 誓約書（様式 1-3） 1 部

(2) 申請書等は、粕屋町ホームページの「入札・事業者>入札・契約>入札ポータルサイト（一般競争入札・プロポーザル）」のページ（以下「ホームページ」という。）に掲載のものをダウンロードすること。

(3) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(4) 申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

#### 5. 申請書等の提出方法

申請書及び添付書類は、次により郵送又は直接窓口に提出すること。

郵送宛先 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号

粕屋町役場 住民福祉部 子ども未来課 施設管理係 行

※封筒の表面に「仲原保育所移転改修工事 申請書等在中」と記載すること。

※申込期間内に到達すること。

#### 6. 入札参加資格確認結果の通知

「2. 入札スケジュール」の期日までに、条件付一般競争入札参加申込書（様式 1）に記載された連絡担当者宛に電子メールにて送信する。

#### 7. 仕様書等の配布

(1) 配布日時 「2. 入札スケジュール」のとおり

(2) 配布方法 粕屋町ホームページ

(3) 仕様書等に関する質問

ア 質問受付

「2. 入札スケジュール」のとおり。ただし、最終日は、12 時までに子ども未来課に到着した分までとする。質問書(様式 3)を用いること。

イ 送信先

電子メールの表題：仲原保育所移転改修工事質問書（会社名）

電子メールの宛先：kodomomirai@town.kasuya.fukuoka.jp

- ウ 回 答 入札参加資格を有する者で、条件付一般競争入札参加申込書（様式1）に記載された質問担当者宛にメールにて回答する。なお、回答内容は、質問者の他、入札参加事業者全員に送信するので、留意すること。

## 8. 現場説明会

現場説明会は実施しない(現場説明書による)。

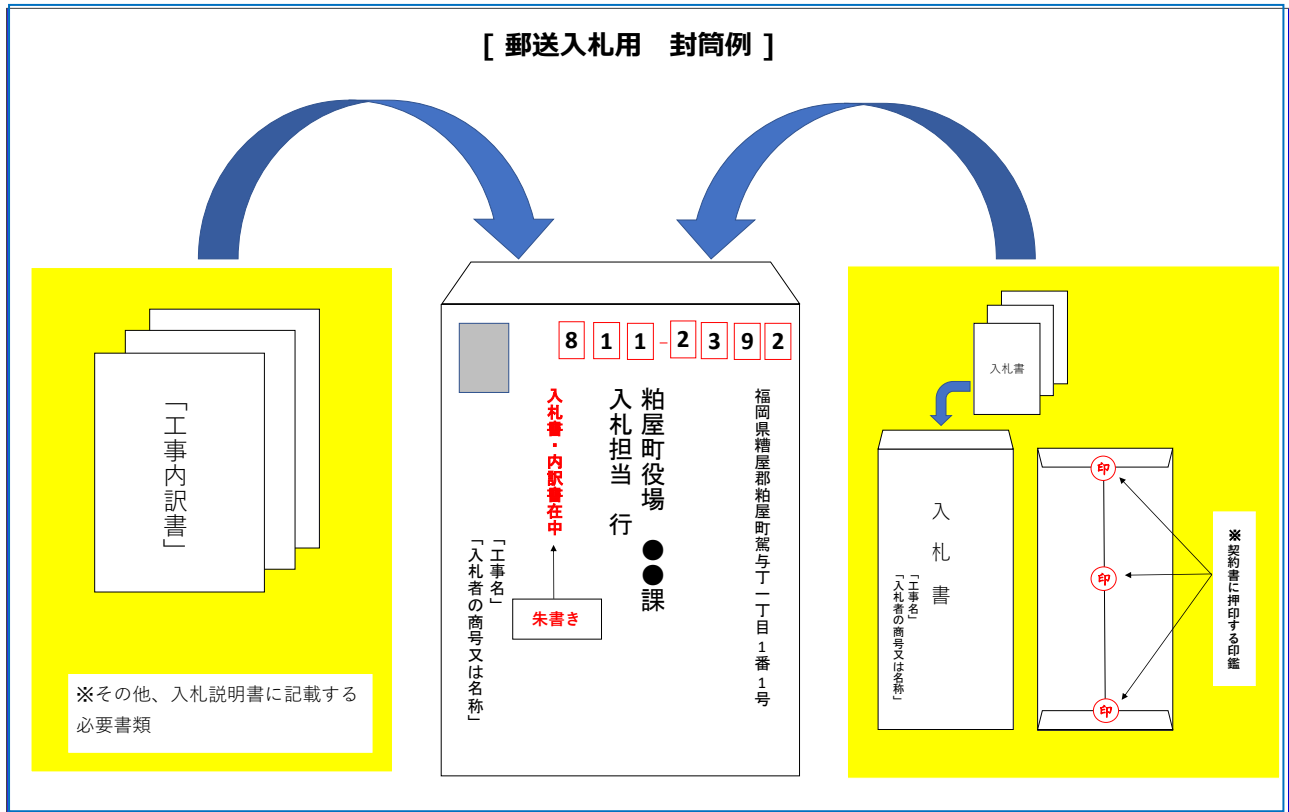
なお、現場見学を希望する場合は、入札参加資格確認結果通知(電子メール)受領後、5月12日(火)17時までに「7.仕様書等の配布」の送信先に電子メールで申し出ること。現場見学の日程は、希望確認から1週間内を目安に日時を調整する。

## 9. 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時 「2. 入札スケジュール」のとおり。
- (2) 開札場所 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号  
粕屋町役場 1階 子ども未来課

## 10. 入札方法

- (1) 入札回数は、1回とする。
- (2) 提出書類  
入札書（様式4を用いること。）  
工事費内訳書（任意様式とする。）
- (3) 提出期限 「2. 入札スケジュール」のとおり。
- (4) 提出方法  
ア 「一般書留」「簡易書留」「レターパックプラス」のいずれかの方法で郵送又は直接窓口  
に提出すること。  
イ 宛先 〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号  
粕屋町役場 住民福祉課 子ども未来課 施設管理係 行
- (5) 入札書などの封入方法  
ア 外封筒及び中封筒の二重封筒を用いること。  
イ 中封筒には入札書のみを入れて封かんし、入札書に押印した印により3か所を封印すること。  
ウ 中封筒の表面に、「入札書」、「工事名」及び「入札者の商号又は名称」を記載すること  
(貼り付け用紙を切り取ってのり付けしても可)。  
エ 外封筒には上記の中封筒、工事費内訳書を入れて封かんし、封筒の表面に「工事名」、「入札者の商号又は名称」及び「入札書・内訳書在中」を記載すること(貼り付け用紙を切り取ってのり付けしても可)。
- (6) 入札を辞退する者は、辞退届(様式2)を「2. 入札スケジュール」記載の入札書提出期限までに郵送又は持参により提出すること。



## 11. 入札事項など

- (1) 予定価格 360,800,000円 (税込み)

(注意) 入札書には、税抜きの金額を記載し、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (2) 最低制限価格の設定

設定 有り (事後公表とする)

- (3) 調査基準価格の設定

設定 無し

- (4) 入札保証金

免除。ただし、町長が特に必要があると認めるとき又は契約を締結しないこととなるおそれがあると認めた者は、入札金の100分の5以上の額とする。

- (5) 契約保証金

粕屋町財務規則(平成5年粕屋町規則第10号。以下「規則」という。)第123条及び第124条のとおり。

- (6) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び虚偽の入札参加確認申請を行った者のした入札並びに規則第104条各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、公告日から落札者の決定までの間において、3.の各号に掲げる資格を欠いた者は、競争に参加する資格のない者に該当するものとする。

- (7) 開札時は、入札会を開催しない。入札書開封の際は入札案件に従事しない職員2名を立ち合わせて行うものとする。

- (8) 前払金の適用  
粕屋町公共工事の前金払取扱要領（平成 29 年粕屋町要領第 2 号）による。
- (9) 入札書などが提出期限までに子ども未来課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。
- (10) 普通郵便など指定した郵便以外の方法で提出された入札書などは、無効とする。
- (11) 入札書と工事費内訳書の積算金額が相違する入札は、無効とする。
- (12) 入札金額の訂正、記載事項の不明確なもの及び記名押印のないもの、その他入札に関し町の定める条件に違反した入札は、全て無効とする。
- (13) 入札者が 1 者のみの場合も有効とする。
- (14) 入札者のうち、予定価格以内で最低価格の入札者を落札人と定める。最低価格入札者の入札が無効等、何らかの理由で契約締結まで至らない場合は、原則として最低価格以上の次順位者を落札者とする。（なお、同価格入札があったときは、入札事務に従事しない職員がくじをひき落札人を定める。）また、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格以上で最低価格の入札者を落札人とする。
- (15) 落札決定後において、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を結ばないことがある。

## 12. 入札結果

開札後に落札者のみに電話で連絡をし、契約締結の流れ等の説明を行う。また、他に入札に参加した者は後日ホームページにて入札結果を掲載するので、そちらで確認すること。（電話での落札者や落札価格等の問合せは控えること。）

## 13. 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。)第 13 条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成 14 年国土交通省令第 17 号)第 7 条 に基づき、入札参加者は粕屋町ホームページ掲載の様式を参考に、開札日までに見積りを行うこと。開札後、落札者は 開札日の翌営業日の正午 までに下記の記載項目をメール又は FAX にて提出すること。

提出様式：(トップページ>入札・事業者>入札・契約>建設リサイクル法)

【記載項目】①分別解体の方法 ②解体工事に要する費用

③再資源化等に要する費用 ④再資源化等をするための施設の名称及び所在地

## 14. 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、契約約款、仕様書、現場などについての不明を理由として異議を申し立てることができない。

## 15. 契約について

- (1) 本工事は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 42 年粕屋町条例第 3 号）第 2 条の規定に該当するので、落札者とは仮契約を締結し、町議会の議決を以って本契約とするものである。なお、町議会の議決を得られず、本契約に至らなかったことにより落札者に損害が生じて、本町は、一切その責を負わない。

(2) 契約書

ア 本工事の契約は、契約書の作成を要する。

イ 請負人の表示は、入札書の表示と同じとする。

- (3) 粕屋町では現在、電子契約システムによる契約締結（書面押印、印紙不要）を推進しているが、書面による契約締結も可能。落札者は締結方式を申し出ること。（電子契約サービス：弁護士ドットコム『CLOUDSIGN』）

**16. 公共工事からの暴力団員等排除のための取り組みについて**

本工事は、公共工事からの暴力団員等排除を目的として工事関係者、粕屋町及び福岡県粕屋警察署が相互に連携協力することとなっており、落札者決定後に入札結果及び落札者情報等について、町から粕屋警察署へ提供するので留意すること。落札者は、町から暴力団排除のための協力要請があった場合、要請に応じること。

**17. 地場産業の育成・活性化の推進について**

本件工事において下請施工を必要とする場合は、可能な限り糟屋郡内、古賀市の地元事業者へ発注するよう努めること。また、必要な資機材・飲食物・消耗品等の調達についても同様とする。

**18. 問い合わせ先**

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町役場 住民福祉部 子ども未来課 施設管理係

TEL : (092) 938-0214 / FAX : (092) 938-0268